議案第１００号

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　世田谷区立奥沢区民センターの位置及び施設を変更するとともに、その使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

第１条　世田谷区立区民センター条例（昭和４７年１２月世田谷区条例第４４号）の一部を次のように改正する。

別表第１世田谷区立奥沢区民センターの項中「東京都世田谷区奥沢三丁目３１番６号及び奥沢五丁目４０番６号」を「東京都世田谷区奥沢三丁目３１番６号」に改める。

別表第３の１の部世田谷区立奥沢区民センターの項を次のように改める。

世田谷区立奥沢区民センター	第１会議室	１，６２０円	１，０８０円	１，０８０円	１，０８０円	１，０８０円

第２条　世田谷区立区民センター条例の一部を次のように改正する。

別表第１世田谷区立奥沢区民センターの項中「東京都世田谷区奥沢三丁目３１番６号」を「東京都世田谷区奥沢二丁目９番」に、「会議室　ロビー」を「会議室　ロビー　多目的室」に改める。

別表第３の１の部世田谷区立奥沢区民センターの項を次のように改める。

世田谷区立奥沢区民センター	第１会議室	２，１３０円	１，４２０円	１，４２０円	１，４２０円	１，４２０円
	第２会議室	１，０５０円	７００円	７００円	７００円	７００円
	第３会議室	１，０５０円	７００円	７００円	７００円	７００円
	多目的室	１，６２０円	１，０８０円	１，０８０円	１，０８０円	１，０８０円

附　則

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定　令和９年３月１日

⑵　次項及び附則第３項の規定　令和９年４月１日

⑶　第２条の規定　令和９年６月１日

２　世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用（令和９年６月１日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、同日前においても、第２条の規定による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「第２条による改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。

３　区長は、前項の申請があった場合には、令和９年６月１日前においても、第２条による改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。